（参考）耐震対策の財源確保

- 第1回　湯河原町上下水道経営審議会

- 湯河原町上下水道課

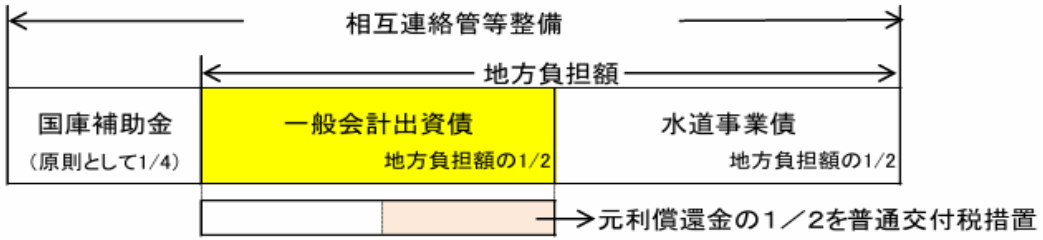
参考（防災対策の財政措置）（国の資料の抜粋）

水道事業における災害対策等について①（相互連絡管整備等、基幹水道構造物耐震化）

【地方財政措置の概要】 ＜国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象＞

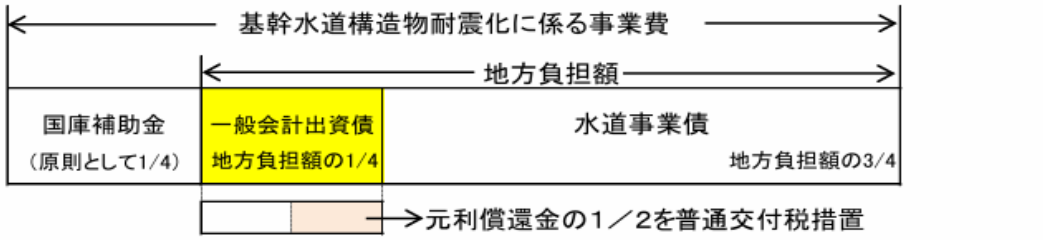
相互連絡管整備等（H7～）

送・配水管の相互連絡管等の整備事業、配水池能力の増強事業、緊急遮断弁の整備事業、応急給水槽の整備事業及び自家発電設備の整備事業（更新・改築事業を除く。）



基幹水道構造物耐震化（H21～）

浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業（更新・改築事業を対象。ただし、耐用年数経過施設の更新・改築事業は除く。）



適用に当たっては国等との協議により変わる場合もあります

参考（防災対策の財政措置）（国の資料の抜粋）

水道事業における災害対策等について②（水道管路耐震化）

（H21創設、H26・R1・R6延長）＜補助及び単独が対象

○　延長を重ねる中で、これまで耐震化事業に取り組んできた事業者は、過去の平均事業費（通常事業費）が上昇し上積事業費が生じづらくなることから、上積事業費について、算出の基礎として管路更新率を用いることとした上で、「全国の平均管路更新率」又は「当該事業の平均管路更新率」のいずれか低い方により算出する方法に変更し、５年間延長する。

○　なお、前々年度における供給単価が全国平均未満の事業については、比較的経営基盤が安定していることから、当該事業の平均管路更新率により算出する方法とする。

【対象事業者】
前年度末時点で経営戦略を策定している末端給水事業者　（令和８年度以降は、前年度末時点で「改定」している事業に限る）

【対象経費】
対象事業者が実施する水道管路（国庫補助の対象となる管種に限る。）の耐震化に要する経費

【地方財政措置】
- 対象経費に、当該事業の管路更新率が、基準管路更新率※を上回る割合を乗じて算出した上積事業費の１／４（一般対策分）、又は１／２（特別対策分）を限度として、一般会計からの出資の対象とする。

※全国の平均管路更新率（R2～4年度の平均）又は当該事業の平均管路更新率（R2～4年度の平均）のいずれか低い方
※前々年度における供給単価が全国平均未満の事業は、当該事業の平均管路更新率を基準管路更新率とする

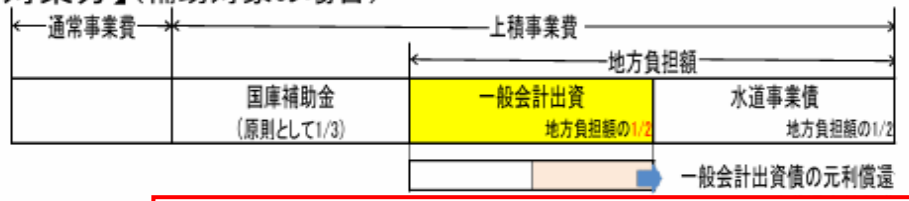
＜特別対策分の対象事業要件＞
前々年度における供給単価が全国平均以上であり、次の要件①又は②を満たす事業
①経営条件が厳しいこと：有収水量１㎥当たり資本費が全国平均の２倍以上
②管路更新負担が大きいこと：有収水量１㎥当たり資本費が全国平均の1.5倍以上かつ有収水量１㎥当たり管路延長が平均の２倍以上

- 当該一般会計出資のための起債の元利償還金について、普通交付税による措置（１／２）を講ずる。

【一般対策分】（補助対象の場合）



【特別対策分】（補助対象の場合）



適用に当たっては国等との協議により変わる場合もあります

参考（防災対策の財政措置）（国の資料の抜粋）

水道事業における災害対策等について③（土砂災害対策・浸水災害対策）

【地方財政措置の概要】＜国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象＞

住民生活に不可欠なライフラインである水道施設の土砂災害・浸水災害対策をより一層推進するため、土砂災害・浸水災害対策に必要な施設の整備に要する経費の一部に対して地方財政措置を講じるもの。

【対象事業】

○土砂災害対策

土砂災害警戒区域における土砂流入防止壁その他土砂災害対策に必要な施設の整備事業（更新・改築事業を除く。）

○浸水災害対策

津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域等における防水扉、止水堰その他浸水災害対策に必要な施設の整備事業（更新・改築事業を除く。）



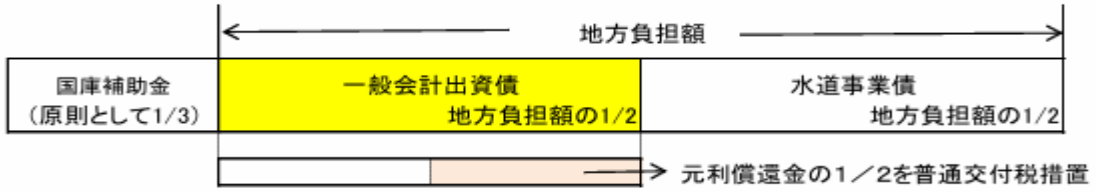
土砂流入防止壁のイメージ



浸水災害対策のイメージ

【スキーム】

（国庫補助事業）



（地方単独事業）



適用に当たっては国等との協議により変わる場合もあります